

<別紙 4>

アルボース介護老人保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

入所時および退所時に介護保険証、介護保険負担割合証の確認と利用日の記入をさせていただきます。また、内容に変更があった際には介護保険証等の確認をさせていただきますので、ご持参のうえ1階事務室に必ずお寄りください。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療：当施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金(利用者自己負担金)

(1)基本料金(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります)

① 保健施設サービス費(法定割合に準じて負担)

* 地域区分：伊勢崎市(7級地)に所在がある当施設のサービス費は
1単位=10.14円となります。

多床室利用の場合(強化型)

要介護1	871 単位/日
要介護2	947 単位/日
要介護3	1,014 単位/日
要介護4	1,072 単位/日
要介護5	1,125 単位/日

従来型個室利用の場合(強化型)

要介護1	788 単位/日
要介護2	863 単位/日
要介護3	928 単位/日
要介護4	985 単位/日
要介護5	1,040 単位/日

外泊および試行的退所(出棟日と帰棟日を除き上記代金に代えて)

外泊時費用 362 単位(月に 6 日まで)

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 51 単位/日
- 入所前後訪問指導加算Ⅰ 450 単位/回
 - * 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合
- 入所前後訪問指導加算Ⅱ 480 単位/回
 - * 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標および退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合
- 初期加算Ⅰ 60 単位/日
 - * 医療機関に入院後 30 日以内に入所された場合、入所後 30 日に限り算定
- 初期加算Ⅱ 30 単位/日(入所後 30 日に限り算定)
- 栄養マネジメント強化加算 11 単位/日(LIFE の活用)
- 療養食加算 6 単位/食
- 再入所時栄養連携加算 200 単位/回
 - * 食形態の変更および療養食を必要とする場合
- 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 単位/月(LIFE を活用し心身状況等を提出)
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ 60 単位/月(上記に加え服薬情報等も提出)
- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3 単位/月(LIFE の活用)
- 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13 単位/月(LIFE の活用)
- 排せつ支援加算Ⅰ 10 単位/月(LIFE の活用)
- 排せつ支援加算Ⅱ 15 単位/月(LIFE の活用)
- 排せつ支援加算Ⅲ 20 単位/月(LIFE の活用)
- 自立支援促進加算 300 単位/月(LIFE の活用)
- 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100 単位/月
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位/月
- 認知症ケア加算 76 単位/日(認知症専門棟対応)
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位/日
- 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位/日
- 認知症チームケア推進加算Ⅰ 150 単位/月
- 認知症チームケア推進加算Ⅱ 120 単位/月
- 夜勤職員配置加算 24 単位/日(20 人に 1 人以上配置)
- 安全対策体制加算 20 単位/回(外部専門研修受講者を配置)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位/日(介護福祉士 80%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上)
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数×0.039 単位

- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・所定単位数×0.021 単位
- 介護職員等ベースアップ等支援加算・所定単位数×0.008 単位
- * 上記 3 加算については令和 6 年 5 月 31 日まで
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・所定単位数×0.075 単位
- * 令和 6 年 6 月 1 日以降本加算に一本化
- 経口移行加算・・・・・・・・・・ 28 単位/日(180 日に限り)
- * 経口移行計画に基づく経口による食事摂取を進めるための栄養管理が行われた場合
- 経口維持加算Ⅰ・・・・・・・・・・ 400 単位/月
- 経口維持加算Ⅱ・・・・・・・・・・ 100 単位/月
- * 経口維持計画に基づく経口による食事摂取を継続するための栄養管理が行われた場合
- 口腔衛生管理加算Ⅰ・・・・・・・・ 90 単位/月(口腔ケアを月 2 回実施)
- 口腔衛生管理加算Ⅱ・・・・・・・・ 110 単位/月(LIFE の活用)
- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ 53 単位/月(LIFE の活用)
- * 栄養マネジメント強化加算および口腔衛生管理加算Ⅱを算定している場合
- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ 33 単位/月(LIFE の活用)
- 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・・・・・・・・ 258 単位/日(LIFE の活用)
- 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ・・・・・・・・ 200 単位/日
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・・ 240 単位/回(週 3 回を限度)
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ・・ 120 単位/回(週 3 回を限度)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算・200 単位/日(入所日から 7 日を上限)
- 若年性認知症入所者受入加算・・・・・・・・120 単位/日
- (認知症行動・心理症状緊急対応加算併用不可)
- 協力医療機関連携加算 1・・・・・・・・100 単位/月(令和 6 年度末まで)
- 協力医療機関連携加算 1・・・・・・・・ 50 単位/月(令和 7 年度より)
- 協力医療機関連携加算 2・・・・・・・・ 5 単位/月
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・・ 10 単位/月(第二種協定指定医療機関との連携)
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・・・・ 5 単位/月(医療機関による指導)
- ターミナルケア加算・・・・・・・・1,900 単位/日(死亡日)
- 910 単位/日(死亡日以前 2~3 日)
- 160 単位/日(死亡日以前 4~30 日)
- 72 単位/日(死亡日以前 31~45 日)
- 所定疾患施設療養Ⅱ(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)
- 480 単位/日(月に連続する 10 日を限度)
- 緊急時施設療養費
- (1) 緊急時治療管理・・・・・・・・518 単位/日(月に連続する 3 日を限度)
- (2) 特定治療
- 新興感染症等施設療養費・・・・・・・・240 単位/日(月に連続する 5 日を限度)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ・140 単位/回(かかりつけ医との情報共有)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ・ 70 単位/回(施設内関係職種による情報共有)

- かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ・・・240 単位/回(LIFE の活用)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ・・・100 単位/回(入所時より 1 種類以上減薬)
- 退所時等支援等加算
 - 退所時情報提供加算Ⅰ・・・500 単位/回(退所後の主治医に対して)
 - 退所時情報提供加算Ⅱ・・・250 単位/回(入院する医療機関に対して)
 - 入退所前連携加算Ⅰ・・・600 単位/回
 - 入退所前連携加算Ⅱ・・・400 単位/回
 - 訪問看護指示加算・・・300 単位/回

- ② 居住費(1 日) 多床室利用の場合・・・560 円
 従来型個室利用の場合・・・1,760 円

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》* 令和 6 年 7 月まで

- 利用者負担第 1 段階 0 円 (従来型個室利用の場合には、490 円)
- 利用者負担第 2 段階 370 円 (従来型個室利用の場合には、490 円)
- 利用者負担第 3 段階① 370 円 (従来型個室利用の場合には、1,310 円)
- 利用者負担第 3 段階② 370 円 (従来型個室利用の場合には、1,310 円)

《減額後の利用者負担額》* 令和 6 年 8 月から

- 利用者負担第 1 段階 0 円 (従来型個室利用の場合には、550 円)
- 利用者負担第 2 段階 430 円 (従来型個室利用の場合には、550 円)
- 利用者負担第 3 段階① 430 円 (従来型個室利用の場合には、1,370 円)
- 利用者負担第 3 段階② 430 円 (従来型個室利用の場合には、1,370 円)

- ③ 食費(1 日) 1,950 円 (朝食 600 円、昼食 700 円、夕食 650 円)

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》

- 利用者負担第 1 段階 300 円
- 利用者負担第 2 段階 390 円
- 利用者負担第 3 段階① 650 円
- 利用者負担第 3 段階② 1,360 円

(注) 市町村民税世帯非課税であって、資産要件(預貯金等)に該当

- 利用者負担第 1 段階 (老齢福祉年金受給者)(生活保護受給者)
- 利用者負担第 2 段階 (課税・非課税年金収入と合計所得金額の合計
80 万円以下の方)
- 利用者負担第 3 段階①(課税・非課税年金収入と合計所得金額の合計
80 万円超 120 万円以下の方)
- 利用者負担第 3 段階②(課税・非課税年金収入と合計所得金額の合計
120 万円超の方)

(2) その他の料金(利用料)

- ① 日常生活品費(リースタオル等) 100 円/日
ご持参される場合にはお申し出ください
- ② 教養娯楽費(材料費) 100 円/日
- ③ 特別な療養室(1 日) 従来型個室 2,200 円(税込)、2 人室 1,100 円(税込)
- ④ 選択食費(入所者が選択する特別な食事)
実費(特別に材料を注文するため、実費をいただきます)
- ⑤ 理美容代 実費
- ⑥ 私物洗濯代(利用者・家族の状況に応じて対応します)
700 円/回(洗濯・乾燥)
- ⑦ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
実費
- ⑧ 書類代(診断書等) 実費
- ⑨ 電気製品利用料(持込みの電化製品(充電製品除く)利用時)
1 品につき 50 円/1 日

(3) お支払い方法

毎月 10 日以降に前月分、退所時には退所日までの利用料請求書を 1 階事務室にてお渡しいたします。お手数ですがお立ち寄りください。お支払いは、その月の 25 日までに現金またはお振り込みでお願いいたします。

また、自動引き落としでのお支払いを希望される方は、担当相談員または事務室までご相談ください。

お振り込みおよび引き落としの領収証は、入金確認後に発行いたします。